

薩摩川内市  
人権教育・啓発基本計画  
(素案)

令和7年 月改訂

薩摩川内市

# 目 次

基本計画の改訂について	1
第1章 計画策定について	2
1 基本計画策定の趣旨	2
2 背景及び経緯	2
第2章 基本計画の基本的な考え方	5
1 計画の基本理念	5
2 計画の性格	5
3 計画の期間	5
第3章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	6
1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進	7
2 学校等における人権教育の推進	8
3 職場における人権教育・啓発の推進	9
4 特定職業従事者に対する研修等の推進	10
第4章 分野別施策の推進	12
1 女性	12
2 子ども	15
3 高齢者	18
4 障害者	20
5 同和問題	22
6 外国人	23
7 感染症患者等	25
8 犯罪被害者等	27
9 北朝鮮当局による拉致問題等	29
10 性的指向・性自認	31
11 インターネットによる人権侵害	33
12 その他の人権問題	35
第5章 計画の推進	36
1 基本計画の推進体制	36
2 関係機関との連携の促進	36
3 基本計画のフォローアップと見直し	36

資料編	38
◆ 用語の解説	39
◆ 世界人権宣言	42
◆ 日本国憲法 (抄)	46
◆ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	48

## 基本計画の改訂について

薩摩川内市では、「すべての人々が人権を享有し、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな明るい地域社会の実現」を基本理念として、平成26年（2014年）6月に「薩摩川内市人権教育・啓発基本計画」を策定し、施策を推進してきました。

それから約10年が経過し、施策の実施に伴い、少しずつながら人権に対する意識の醸成ができつつある中で、社会情勢の変化における新たな人権問題の課題も出てきました。

令和2年、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害が発生したことは記憶に新しく、また、性的マイノリティに対する差別や偏見、誹謗中傷などの人権問題も大きくなっています。

さらには、加速的に進む情報化社会の中で、インターネット等による誹謗中傷などの言動が及ぼす影響は計り知れないものがあります。

このような現状の中、国や県においては新たな法律や条例が施行され、本市においても各種個別計画の新規策定や改訂等が行われてきたことから、社会情勢の変化や市民の意識の変化に対応し、より一層、人権教育及び啓発を効果的に推進するため必要な見直しを行い、本計画を改訂するものです。

## 第1章 計画策定について

### 1 基本計画策定の趣旨

国際連合では、「世界人権宣言」の採択を始め、多くの人権関連の条約の採択や国際年の制定など人権が尊重される国際社会の実現と保障に向けて、様々な取組がなされてきました。

国においては、基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法を制定し、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の推進に努めています。

本市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日施行）」における人権教育及び人権啓発に関する地方公共団体の責務に基づき、平成26年（2014年）に「薩摩川内市人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権尊重の社会の実現に取り組んできました。

しかしながら、依然として女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などをめぐる人権問題のほか、情報化等社会の急速な進展に伴い、インターネット等による差別的な書き込みや誹謗中傷、性的指向等に係わる差別や偏見、感染症患者に対する差別的言動等も大きな社会問題となっており、人権尊重の理念や行動がまだ十分ではないと考えられます。

本市においては、引き続き人権教育及び啓発を推進するため本計画を改訂し、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指しています。

### 2 背景及び経緯

国際連合総会において、昭和23年（1948年）に「世界人権宣言」が採択され、その後、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」など国際年を制定し、定着に努めてきました。平成6年（1994年）には、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議されました。さらに平成27年（2015年）に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と、それに含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」には人権尊重の考え方が通底しており、SDGsの達成に向け、様々な取組が進められています。

国内においても、平成9年（1997年）に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しました。平成12年（2000年）には、国、地方公共団体及び国民の責務が明記された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、その後も様々な人権に関する問題の解決を図るため国内法が制定され、人権問題解決のための制度や枠組みが整備されています。

鹿児島県においては、平成10年（1998年）に「人権宣言に関する決議」を採択、平成11年（1999年）に「人権教育のための国連10年」を推進するため「鹿児島県行動計画」を策定し、平成16年（2004年）には、鹿児島県における人権教育・啓発施策の指針となる「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」が策定されました。その後、平成30年（2018年）に実施した「人権につ

いての県民意識調査」の結果を踏まえ、令和2年（2020年）に「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を改訂、令和4年（2022年）に「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な推進が図られています。

本市においては、平成17年度から「第1次薩摩川内市総合計画」に人権教育や人権意識の啓発に関する施策を掲げ、平成27年度からの「第2次薩摩川内市総合計画」においても、「お互いを認め合う人権の尊重と男女共同参画の推進」を掲げ、人権教育・啓発の推進及び人権相談の充実に関する取り組みを実施し、人権を尊重する社会の実現に努めています。

### SDGs（持続可能な開発目標）

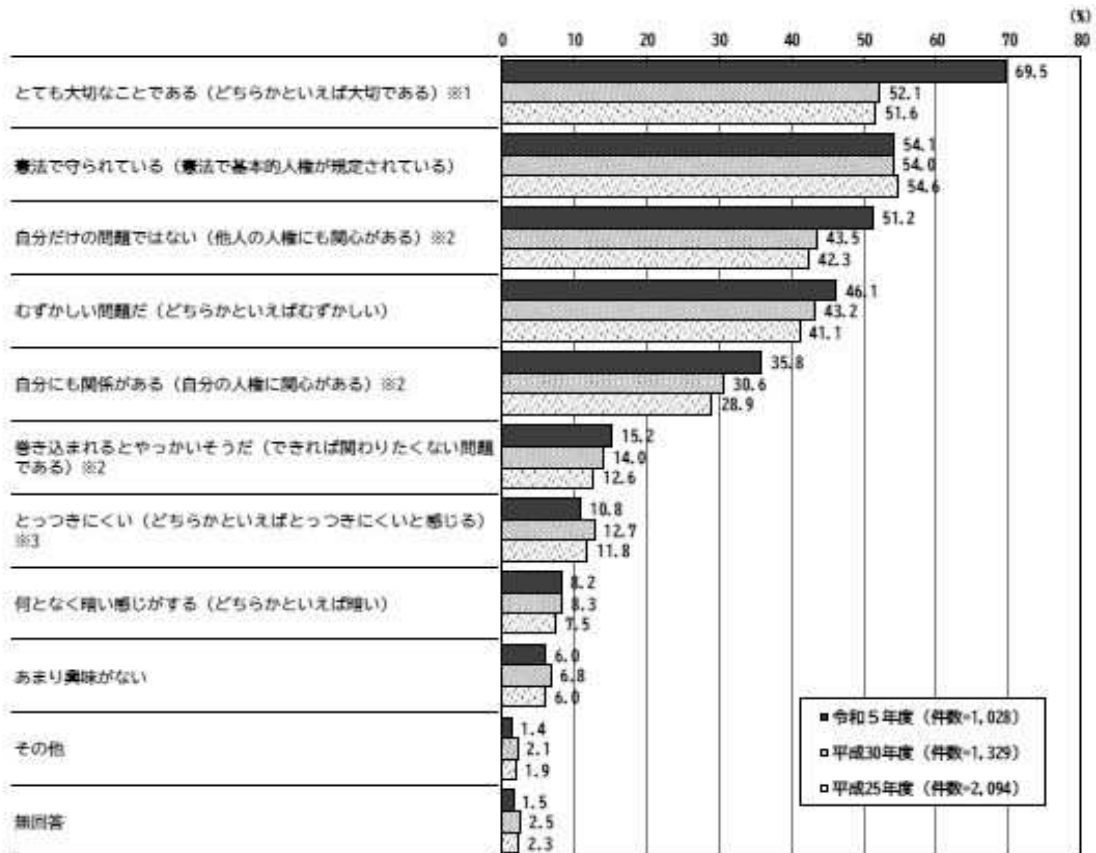
**SDGs**とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの、持続可能な世界を実現するための国際目標で、17のゴールから構成されており、人権尊重の考え方がベースにあります。

#### 【17の目標】



## 「人権」に対する印象や感想

●あなたは、「人権」について、日常生活を過ごす中でどのような印象や感想をお持ちですか。  
(複数回答)

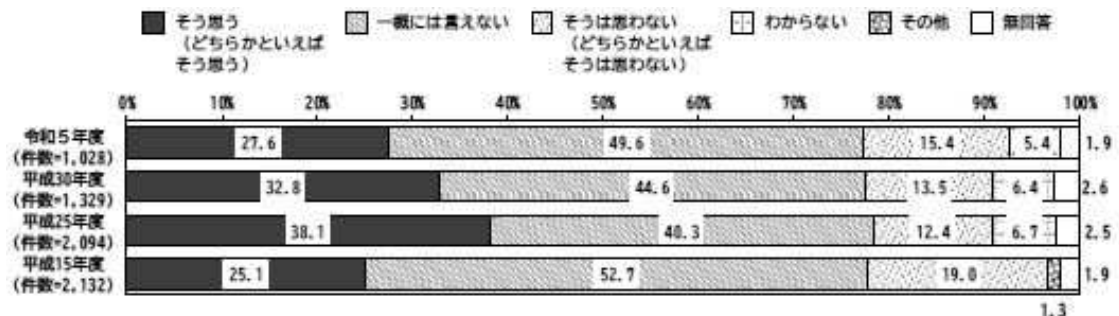


※1 平成30年度以前は「重要な問題である (どちらかといえば重要である)」  
 ※2 平成30年度以前の選択肢に ( ) 内の文書を追加  
 ※3 平成30年度以前は「何となく堅苦しい (どちらかといえば堅苦しい)」

資料：令和5年度人権についての県民意識調査

## 基本的人権の尊重

●今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。(○は1つ)



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

世界人権宣言には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とうたわれています。

一人ひとりの人権が互いに尊重される社会は、市民一人ひとりの普段の努力はもとより、私たちが自ら人権尊重の担い手であることを認識し、人権教育及び啓発に主体的に取り組むことが、必要なことです。

そのためには、人権尊重を日常から習慣として身につけ、人権尊重の行動が社会全体に浸透した豊かな社会を築くように努めなければなりません。

このような視点に立って、人権教育・啓発活動を推進するとともに「**すべての人々が人権を享有し、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな明るい地域社会の実現**」を基本理念とします。

### 2 計画の性格

この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日施行）」における地方公共団体の責務を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び鹿児島県の「人権教育・啓発基本計画」を参考に、また、「薩摩川内市総合計画」や各種計画等との整合性を図りながら、人権教育・啓発に関する施策の基本的方向を示すものです。

今後の本市の人権教育・啓発に関する施策については、この基本計画に掲げた取組を関係機関・団体、地域社会、企業との連携の下に着実に推進することとします。

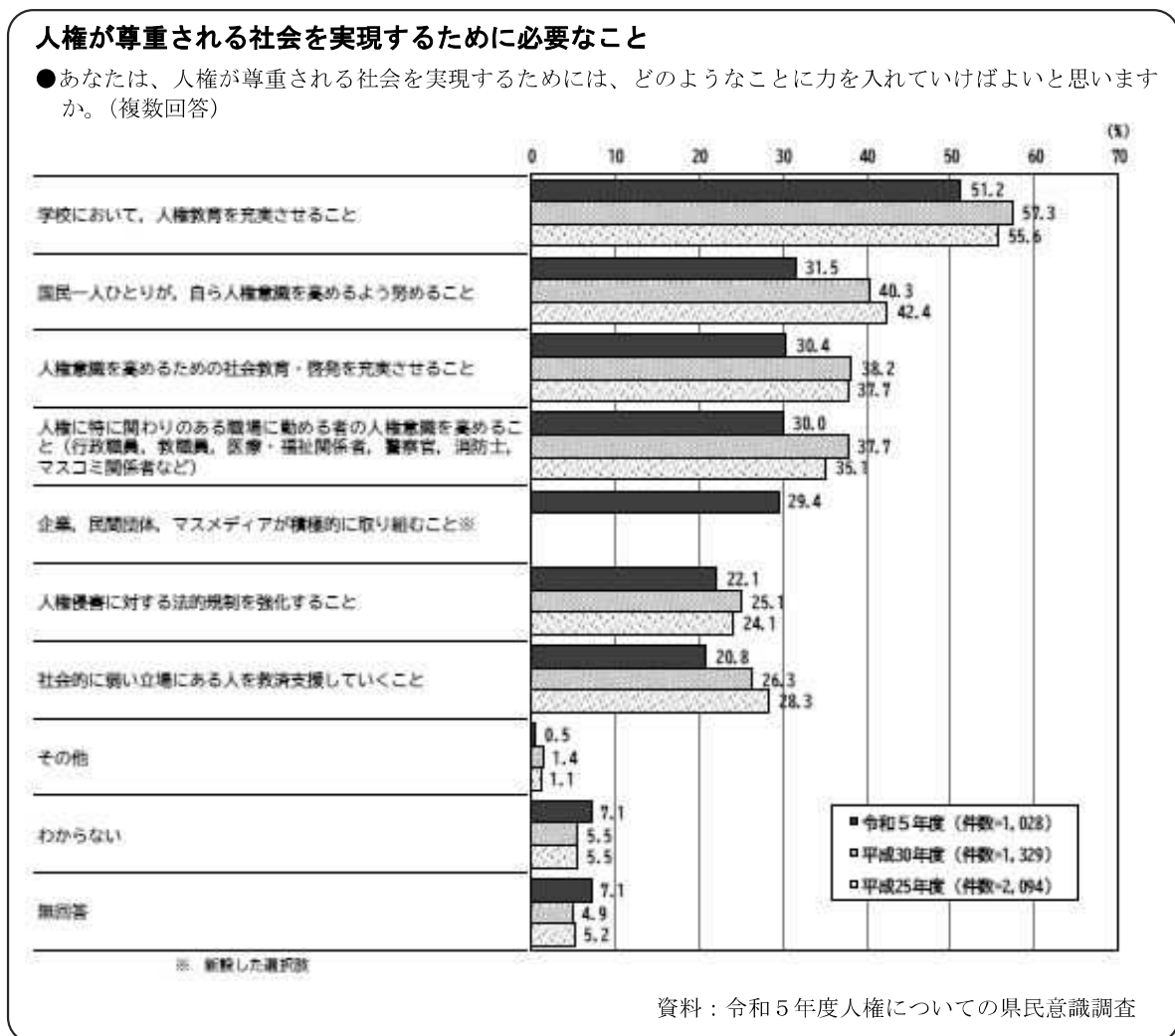
### 3 計画の期間

特に定めず、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直し（改訂）を行います。

### 第3章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」と法律に規定されています。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくっていくためには、行政をはじめ市民一人ひとりが正しい知識を持ち、努力を続けていく必要があります。人権尊重の社会づくりの担い手である市民の積極的な取り組みが促進されるよう、学習の振興、教育・啓発が必要です。このため、人権に関する学習、教育・啓発について、家庭、地域、学校、職場のあらゆる場において進める必要があります。



## 1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

### 【現状と課題】

家庭は、すべての教育の出発点です。家庭は子どもの豊かな情操や思いやり、命を大切にす  
る心、善悪を判断する力、社会性などの人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。  
また、家庭で個として尊重されることで、自分がかげがえのない存在であることを認識し、安  
心・安全を実感できることが必要です。しかし、子どもや配偶者、高齢者、障害者への虐待や  
暴力、子どもの非行・不登校、貧困など、家庭が抱える問題は多様化・複雑化しており、自ら解  
決することが困難でありながら、相談機関や周囲に支援を求めることができないでいることが  
あります。

地域社会は、様々な人々との交流を通じて、人権意識を高め、社会の一員としての自立を促  
す大切な場です。しかし、住民同士の連帯意識やつながりが希薄化し、孤立して、生活上の必  
要な支援が届いていない人がいます。

本市では、家庭・地域における人権教育の重要性を啓発するとともに、学習機会の支援や相  
談支援体制の充実等に努めています。

今後とも、家庭が持つ教育機能の向上や地域社会全体での人権意識の向上を更に図ることが  
必要です。

### 【施策の方向性】

#### ① 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

- ・人権問題啓発用パンフレットの提供や、講演会、体系的な学習講座、出前講座や参加・体験  
型学習など、人権について学ぶことができる幅広い機会を充実します。
- ・豊かな人間性を育むため、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動をはじめとする多様な  
体験活動の機会の提供を支援します。

#### ② 家庭への支援

- ・家庭教育学級等において家庭教育に関する保護者の学習機会や情報提供の充実を図ります。

#### ③ 相談体制の充実

- ・家庭や地域社会における日常生活、教育、子育てなど多様な相談に、各種相談機関（特設人  
権相談、女性・児童相談窓口、教育相談など）の連携の下、相談体制の充実を図ります。

## 2 学校等における人権教育の推進

### 【現状と課題】

学校等は、次世代を担う子どもを育成する場であり、子ども同士が相手を大切にし、違いを認め合い、信頼感のある温かい人間関係をつくる教育が必要です。そのため、学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じた人権尊重の意識を育む教育が行われています。

しかし、集団の中で、自分を表現したり他者を受け入れたりすることができないなどの様々な悩みや不安、生きづらさを抱えている子どもがいます。そのため、子どもたちの人権及び様々な人権問題に関する正しい理解を深めるとともに、自尊感情・自己肯定感を育むことが重要となっています。

また、社会状況の急激な変化とともに、インターネットをはじめ各種媒体からの人権侵害など、子どもを巡る人権上の課題が多様化・複雑化しています。人権について正しく判断し、行動することができる子どもを育てていくことが重要です。

### 【施策の方向性】

#### ① あらゆる教育活動を通じた人権尊重の教育の充実

- ・全教育活動を通して発達の段階に応じた人権意識を高める教育を推進します。
- ・社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や職場体験活動、自然や芸術文化の体験活動、地域との交流など、多様な教育活動の充実を図ります。
- ・情報社会で人権尊重の視点を踏まえた適切な活動を行うために、各教科等の学習や生徒指導を通して、情報モラルやリテラシーの教育の充実を図ります。

#### ② 教職員の資質向上

- ・事例に基づく研修を含め、人権に関する様々な課題に応じた研修の充実を図り、教職員の資質向上に取り組めます。

#### ③ 相談体制の充実

- ・教育相談やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員による相談活動の周知、充実を図るとともに、相談員等の資質向上を図ります。

### 3 職場における人権教育・啓発の推進

#### 【現状と課題】

企業等は、地域に就業の場や機会を提供するなど、社会に大きな影響力を持ち、人権が尊重される社会づくりに重要な役割を担っています。

近年、企業等の社会的責任への関心はますます高まり、それぞれの状況に応じた取組が行われていますが、障害者の法定雇用率達成、高齢者の継続雇用、男女の賃金や昇進等の格差是正、職場内の各種ハラスメント防止など、多くの課題が存在し、法令遵守（コンプライアンス）や情報公開に関する社会的要請が高まっています。

人権を尊重した経済活動が企業の社会的信頼や価値を高め、発展につながるという認識を深めるために、職場における人権の尊重について、企業等の社会責任として啓発していきます。

#### 【施策の方向性】

##### ① 人権の視点を踏まえた企業活動の推進

- ・企業等が実施する研修等に、研修講師の派遣や紹介、啓発資料の提供、映像資料等の教材の貸出など、その支援の充実に努めます。
- ・企業における入手・把握した個人情報の適正な管理を啓発します。

##### ② 人権の視点を踏まえた人事管理の推進

- ・社員等人材の採用・教育・登用に当たり、「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」などの法制度や施策を周知し、意識の向上を図ります。
- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをはじめとする様々な相談について、労働相談窓口等の周知を図ります。

## 4 特定職業従事者に対する研修等の推進

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のためには、あらゆる人の人権意識の醸成が必要であり、とりわけ、日頃から人権にかかわりが深い仕事に従事している行政職員、教職員、消防職員、医療・保健関係者、福祉関係者は、人権問題を取り巻く時代の変化を踏まえつつ、人権意識の涵養を図ることが重要です。

そのため、各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。

### 【施策の方向性】

#### ① 一般行政職員

市の職場においては職種や立場を問わず、一人ひとりが確かな人権感覚を身につけて、人権に配慮し職務を実践することが必要です。

- ・人権尊重に関する講演会などへの職員の積極的な参加を促すとともに、人権に対する正しい理解・認識の習得を目的とする職員研修の充実に努めます。
- ・市民が安心して行政サービスを利用することができるように、職務や事務において人権尊重を基本とする接遇の徹底を図ります。

#### ② 教職員

学校は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与える場であり、教育内容や学校運営などにおいて広く人権の視点が重視されなければなりません。そのためには、まず、教職員自身が人権に対する正しい理解と人権尊重について高い認識を持つことが必要です。

- ・教職員の人権意識の高揚や人権教育を実施する指導者として必要な知識や指導力を高めるために、人権に関する研修会への参加に努めます。
- ・全教育活動を通して、人権尊重の精神を基盤とした学校づくりを推進します。

#### ③ 消防職員

消防職員は、その職務が住民の生命、身体及び財産を守るという地域住民の暮らしと密接に関係することから、人権問題を正しく理解し人権を尊重した行動を取ることが必要です。

- ・消防学校において初任者の人権教育を受けるとともに、各職場において人権教育が継続的に実施されるよう努めます。

#### ④ 医療・保健関係者

医療・保健関係者は、市民の病気の治療・回復や健康の維持・増進を図るための業務に従事していることから、虐待やDVなど暴力の被害者や貧困等による生活困窮者を発見する可能性が高く、関係法令に基づく対応や適切な情報提供が求められます。また、患者やその家族のインフォームドコンセントやプライバシーへの配慮、病歴等の診療情報をはじめ把握した個人情報保護の保護に努めるなど、患者やその家族の人権の尊重に根ざした行動が求められます。

- ・診療所などにおける人権教育・啓発の充実を働きかけるとともに、医療・保健関係団体に対しても人権教育・啓発への積極的な取組が行われるよう促します。

## ⑤ 福祉関係者

民生委員・児童委員、子どもや高齢者、障害者等と接するソーシャルワーカー、保育士や介護士等の社会福祉施設職員、その他福祉関係者は、それぞれの人権について正しい知識を養うことが必要です。また、市民にとって身近な相談相手であり、虐待やDVなどの暴力や貧困など様々な差別から生じる生活上の困難を抱える人の相談を受けたり、発見したりすることから、個人のプライバシーの保護や人権の尊重に対する深い理解と配慮に基づく支援が求められます。

- ・福祉関係者の人権意識の普及・高揚を図るため、人権教育・啓発の充実や、福祉関係団体に対する積極的な取組の促進などの働きかけを行っていきます。

## 第4章 分野別施策の推進

### 1 女性

#### 【現状と課題】

日本国憲法では、すべての国民は、法の下に平等であって、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないとするとともに、家族に関する両性の本質的平等について規定しています。しかし、性別による差別的取り扱いや、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為、性犯罪など様々な暴力による人権侵害等、いまだ多くの課題があり、その背景には、男女の経済力や社会的地位、固定的性別役割分担意識、女性に対する差別や偏見が見られ、あらゆる分野で自らの能力を高めようとしている女性の生き方を阻害している現状があります。

女性の地位向上は、世界各国に共通した問題となっています。昭和50年（1975年）の国際婦人年以降、女性差別撤廃条約の採択や世界女性会議の開催などに加え、平成27年（2015年）国連において、持続可能な開発目標（SDGs）が定められ、その前文において「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」と人権とジェンダーの視点が示されています。

我が国においては、従来から、こうした国際的な動向を見ながら、男女共同参画社会形成の促進に向け、男女平等や女性の人権の確立についての取組が進められてきており、平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

女性に対する暴力に関しては、平成12年（2000年）11月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が、平成13年（2001年）10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されるなど、立法的な措置がとられています。また令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されています。

労働分野では、昭和61年（1986年）4月に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が、平成27年（2015年）9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。

本市においては、平成16年（2004年）に男女共同参画の推進に関する基本理念や市と市民、教育に携わる者、市民活動団体、事業者の役割を明記した「薩摩川内市男女共同参画基本条例」を制定しました。平成18年（2006年）には、薩摩川内市の指針として男女共同参画施策を推進するための法定計画「薩摩川内市男女共同参画基本計画」を、平成28年（2016年）に「第2次薩摩川内市男女共同参画基本計画」を策定しました。

男女共同参画社会の実現に向けては、各種の法律・制度の整備や教育・啓発などの実施により徐々に状況は改善されてきていますが、社会にはいまだ、固定的役割分担意識が根強いとため、様々な場面での男女共同参画を阻害する要因となっています。男女平等を推進する学習や教育を充実し、男女共同参画の理念の浸透を図るとともに、今後、より一層積極的な施策の推進が求められています。

## 【施策の方向性】

### ① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進

- ・男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消に向け啓発を推進します。
- ・男女共同参画の学びを通して人権意識や男女平等意識を醸造し、自己形成の基盤である自己肯定感や自尊感情を育み、多様な生き方や働き方を選択する力を身に着けるための教育を実践します。
- ・広報、出版物等において、女性の人権尊重を含む男女共同参画の視点に立った表現を行います。

### ② 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・女性に対する暴力の背景にある男女格差、女性差別の意識等の社会構造上の問題を理解し、暴力を許さない意識の醸造を図る広報・啓発活動を行います。
- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止対策を推進します。
- ・関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境づくりを行い、一人ひとりの状況に寄り添った総合的な被害者支援を行います。

### ③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の促進

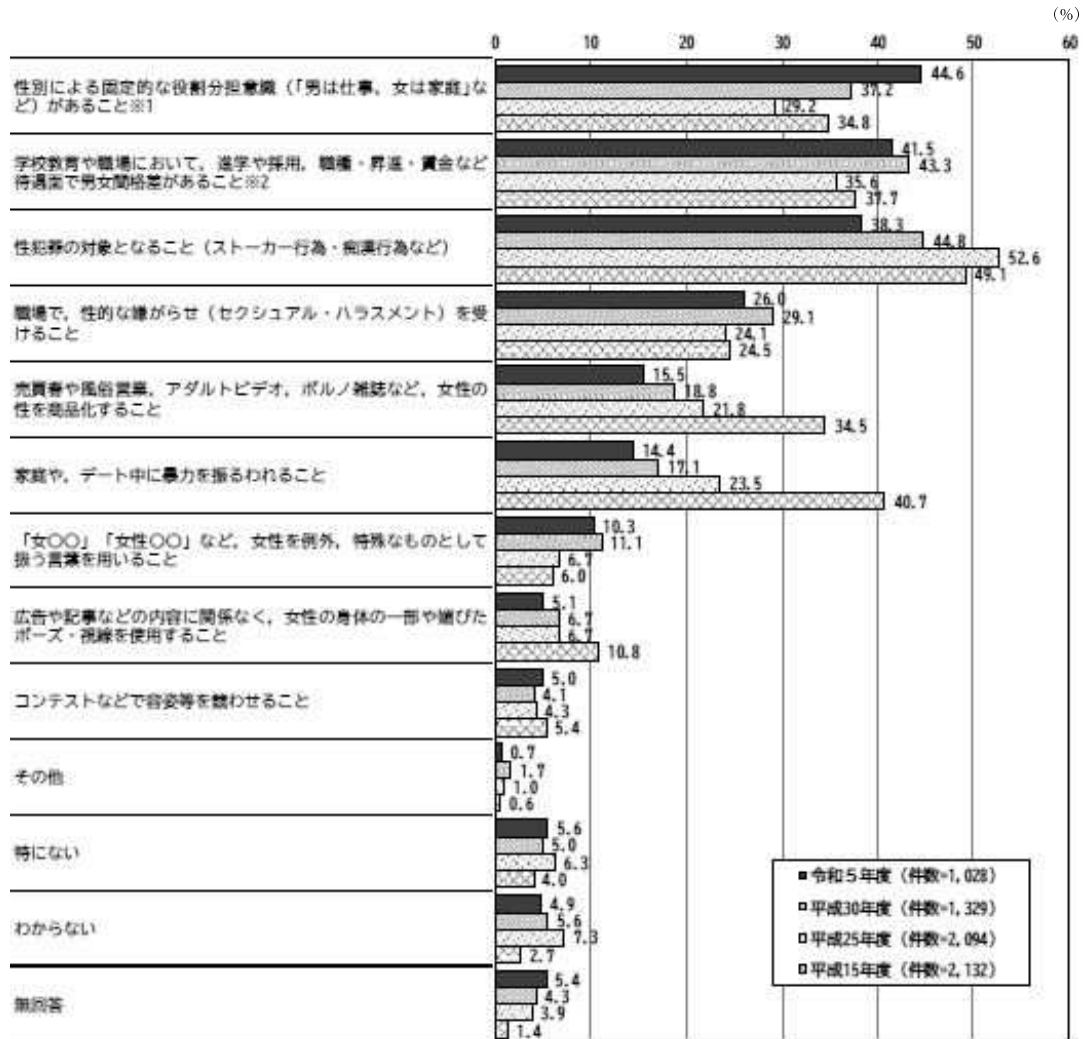
- ・行政、教育機関、事業所、その他各種機関・団体等に対して、女性が政策や方針決定過程への参画を進めるなど、あらゆる分野で能力を発揮することの必要性について認識を深める啓発を行います。
- ・男女の均等な雇用機会と待遇の確保、男女ともに仕事や子育て、介護生活等の両立を可能とし女性が能力を発揮できる職場の環境整備や風土づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。
- ・地域づくりに男女共同参画の視点を立てて、女性の参画促進と、多様な価値観を持ち多様な生活環境にある人々がともに生きていくことを支える地域における男女共同参画の実現に向けた啓発を推進します。

### ④ 相談支援体制の充実

- ・性別に起因する問題や悩みを抱える人の相談に、人権の視点で適切に対応し支援を行うために、相談員の育成や関係機関・団体との連携強化等による相談支援体制の充実を図ります。

## 女性の人権問題

●あなたは、女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



※1 平成30年度以前は「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を押し付けること」  
 ※2 平成30年度以前は「職場で、職種・昇進・賃金など待遇面で男女間格差があること」

資料：令和5年度人権についての県民意識調査

## 2 子ども

### 【現状と課題】

我が国においては、昭和23年(1948年)に「児童福祉法」が、昭和26年(1951年)に「児童憲章」が定められ、平成元年(1989年)の国連総会において「児童の権利に関する条約」が採択されたのを受けて、平成6年(1994年)にこれを批准するなど、子どもの権利を保障する制度が整えられてきました。

しかし、近年、少子化や核家族化、地域社会の希薄化が進み、子どもや子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭での児童虐待、学校でのいじめ・不登校、ヤングケアラー、社会における児童買春・児童ポルノ、貧困など、子どもの人権が侵害される多くの課題が見受けられます。

児童虐待については、平成12年(2000年)に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が制定されました。

いじめについては、それ自体が深刻な人権侵害行為であるとともに、それが原因となって自殺や殺傷事件、あるいは不登校等に至る人権問題であることから、平成25年(2013年)に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

また、インターネットの普及による子どもを取り巻く環境の変化にも対応し、平成11年(1999年)に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ法)」、平成15年(2003年)に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」等が制定されました。

さらに、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和4年(2022年)に「こども基本法」が制定され、令和5年(2023年)4月に施行されました。

子どもの人権を守るためには、すべての子どもに、安心・安全な生活を確保し、健やかに成長できる環境づくりが必要です。

本市においては、令和7年(2025年)3月に「第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、住民・地域・企業・行政が協働で、市全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すとの考えを基本に、子どもの「育ち」を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目指します。

### 【施策の方向性】

#### ① 子どもが人権を理解する環境づくり

・子どもが人権について学び理解することができるように、参加・体験的な学習機会の提供や充実を図ります。

## ② 子どもの人権についての教育・啓発の推進

- ・すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会や媒体を活用した啓発活動を推進します。
- ・教職員に人権教育の理念を浸透させる研修等の取組を行います。
- ・家庭教育学級等で家庭教育に関する親の学習機会の一層の充実を図ります。
- ・障害児の健やかな成長を支援するために、特別支援教育や保育を充実します。

## ③ 児童虐待防止対策の推進

- ・児童虐待防止に関する広報・啓発に努めるとともに、関係機関との連携の強化を図り、虐待の早期発見及び適切な対応を図ります。併せて、子どもの将来に世代を超えた貧困の連鎖がないよう、社会的支援が必要な子どもや家庭への理解と支援を進めます。

## ④ いじめ、不登校への対応の充実

- ・子ども間のいじめや暴力行為について、未然防止と早期発見・早期対応に取り組めます。
- ・不登校対応について、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員や適応指導教室との連携に加え、不登校未然防止のための「魅力ある学校づくり」に取り組めます。

## ⑤ 相談体制の充実

- ・子育ての悩み、児童虐待、ヤングケアラーやいじめ・不登校など様々な問題を解決するため、各種相談機関において、相談者に対する助言や情報提供を行うとともに、関係機関との連携に努め、相談体制の充実を図ります。

## 子どもの権利4つの柱

「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童（子ども）を、権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。令和元年（1989年）に国連総会で採択され、日本は平成6年（1994年）に批准しました。

### 1. 生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと、病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

### 2. 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

### 3. 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること、障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることなど。

### 4. 参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることなど。

### 3 高齢者

#### 【現状と課題】

我が国は、平均寿命の伸びや出生率低下により、高齢化が急速に進んでいます。高齢者人口の増加や家族形態の変化により、高齢者のみの世帯が増加しており、地域社会からの孤立や、介護トラブルなどの問題が起きています。特に、高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されています。

国においては、平成7年（1995年）に「高齢社会対策基本法」が施行され、同法に基づく「高齢社会対策大綱」を基本として、高齢社会の様々な課題に対する対策が講じられてきました。

平成12年（2000年）には、高齢者の介護を社会全体で支えていく新たな仕組みとして「介護保険制度」が導入され、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等に対応するため、平成17年（2005年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が制定されました。

本市においては、「薩摩川内市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を令和6年3月に策定し、「高齢になっても、安心していきいきと誇りを持って暮らせるまちづくり」の実現を目指し、各種の高齢者施策を推進していきます。

#### 【施策の方向性】

##### ① 高齢者を取り巻く環境整備

- ・高齢者に対する医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活を支援するサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの進展を図ります。

##### ② 高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進

- ・高齢者の人権を尊重し、その人権を侵害する行為を防止するため、高齢者の人権について理解を深めるための啓発を行います。
- ・ホームページや広報誌、リーフレットなどを活用し、高齢者の人権に関する普及啓発を行います。

##### ③ 高齢者の権利擁護の推進

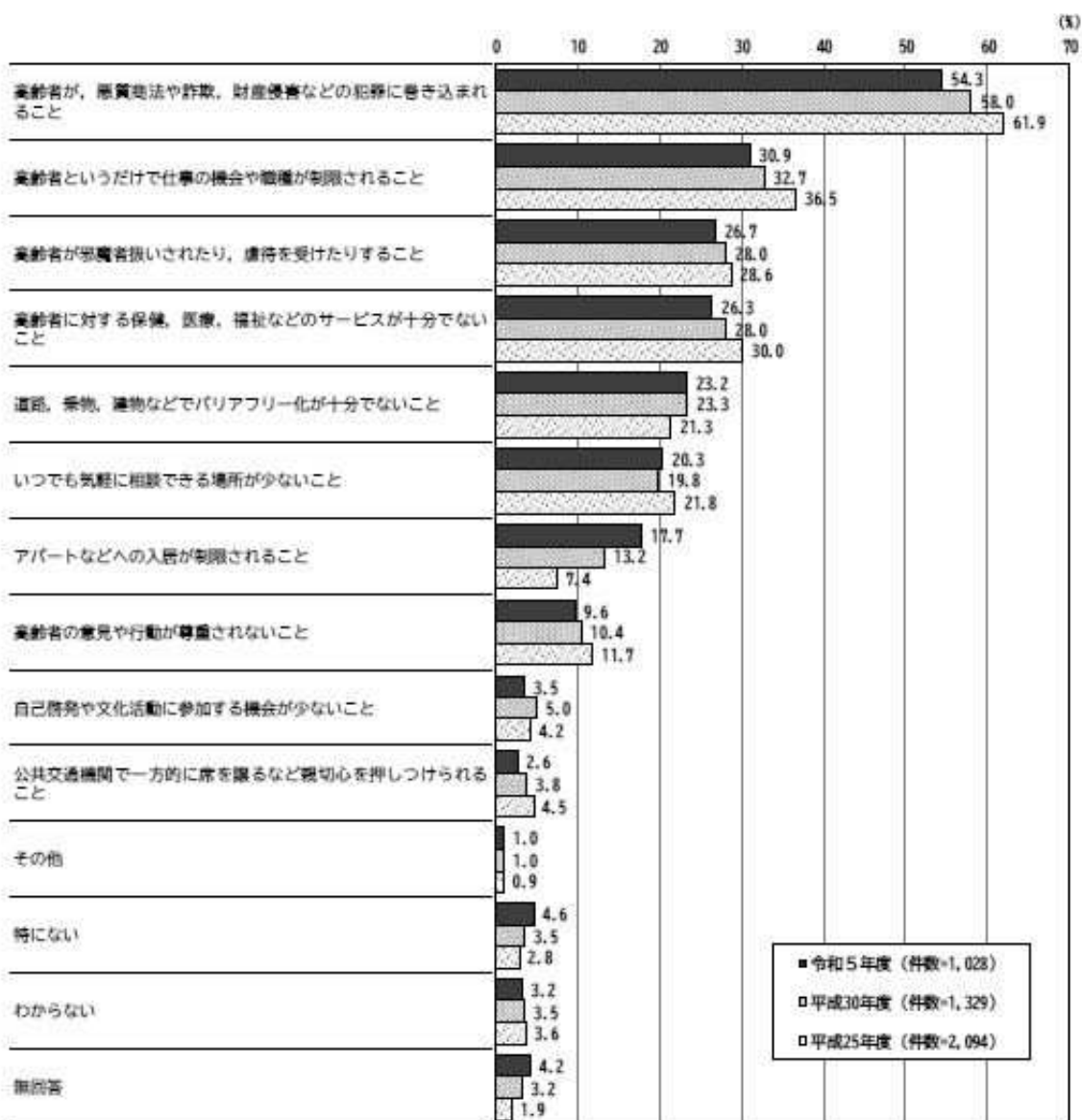
- ・認知症に対する理解を深め、お互いが支え合うまちづくりを推進するため、正しい知識の普及を図るとともに、認知症高齢者等の権利擁護を推進するため、関係団体と連携し、成年後見制度の周知、普及に努めます。
- ・高齢者虐待の防止に向けて、広報や啓発活動に取り組むとともに、虐待が疑われる場合には、ケアケース会議を開催し、関係機関との連携を図ります。

#### ④ 高齢者の就労や社会参加の機会の確保

- ・シルバー人材センターの活用を図るとともに、高齢者の就労の機会づくりなどの取組を推進します。
- ・ボランティア活動や地域づくり活動、子ども達との世代間交流、高齢者同士の交流を通じて、高齢者の生きがいづくりを促進します。

#### 高齢者の人権問題

●あなたは、高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

## 4 障害者

### 【現状と課題】

我が国では、平成23年（2011年）に障害のある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障害の有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。

平成24年（2012年）には、障害のある人への虐待の防止に関する施策の促進や通報義務を課すことを定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

また、平成25年（2013年）には、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営むこと」を目的とし、法の対象者を難病患者へ拡大した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。また、同年に、不当な差別的取り扱いの禁止と行政機関等及び事業者に対して合理的配慮を行うことを求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されるなど、障害のある人の人権が尊重されるための法整備が行われました。

このように国内法を整備することにより、国連が平成18年（2006年）に採択した「障害者の権利に関する条約」を平成26年（2014年）に批准し、これら法律等に基づく様々な取組が進められてきました。

しかし、障害のある人やその家族に対する誤解や偏見、差別による深刻な人権侵害はまだまだ解消されず、障害のある人が個性や能力を発揮し、社会参加することが阻害される状況があります。

本市では、平成18年（2006年）「薩摩川内市障害者計画（第1期）」を策定し、令和6年（2024年）3月にこれまでの施策の実施状況や障害のある人を取り巻く環境の変化等を考慮し、「全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念に、新たに「薩摩川内市障害者計画（第4期）」を策定しました。

### 【施策の方向性】

#### ① 障害者の人権についての教育・啓発の推進

- ・ 障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について周知・啓発を行います。
- ・ 障害者、障害児に対する市民の理解を深めるために交流や体験の充実を図ります。
- ・ 障害者差別解消法等の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を行います。

#### ② 障害者の虐待防止と権利擁護

- ・ 障害者虐待防止センターをはじめとする相談窓口を周知します。
- ・ 関連機関・団体等と連携し、虐待問題の解決に向けた支援を行います。

- ・ 障害者の権利を擁護するため、権利擁護センター等と協同しながら、成年後見制度等利用の促進に取り組みます。

### ③ 社会のバリアフリー化の促進

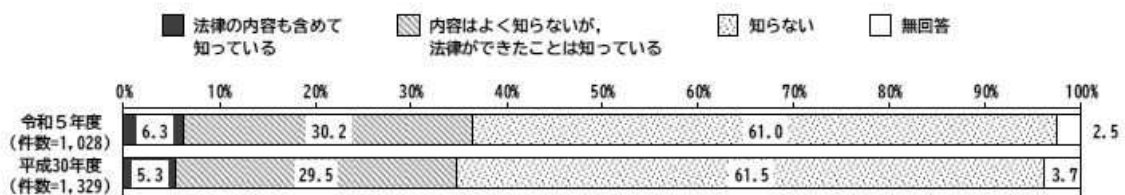
- ・ 障害の有無にかかわらず、すべての人が安全に安心して生活できるよう、住宅、建築物、公共交通機関などの生活空間のバリアフリー化を推進します。

### ④ 障害者の社会参加への支援

- ・ 就労移行支援の充実や障害者の働く意欲の醸成を図るとともに、企業などにおける障害や障害者に対する理解と配慮を促すなど、就労と雇用の両面から障害者の一般就労を促進します。
- ・ 障害者が地域での学習、文化・スポーツ・芸術などの様々な活動に参加しやすい環境づくりと交流の場の確保に向けた取組を推進します。

#### 「障害者差別解消法」の認知度

●あなたは、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか。(〇は1つ)



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

## 5 同和問題

### 【現状と課題】

昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申では「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と基本認識が示されました。この答申を受けて制定された法律に基づき関係諸施策が積極的に推進されました。

本市においても、これまで生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上、啓発事業等の各種施策を積極的に推進してきました。その結果、生活環境をはじめとする物的な基盤整備などにおいては一定の改善、向上がなされてきました。

しかしながら、近年、インターネット上で差別を助長するような表現が掲載される事案も発生しており、こうした状況を踏まえ、平成28年（2016年）には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

同和問題の解決に当たっては、これまでの人権教育や啓発活動の成果や手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として再構築しながら、早期の解決を図るために取り組みを進めなくてはなりません。

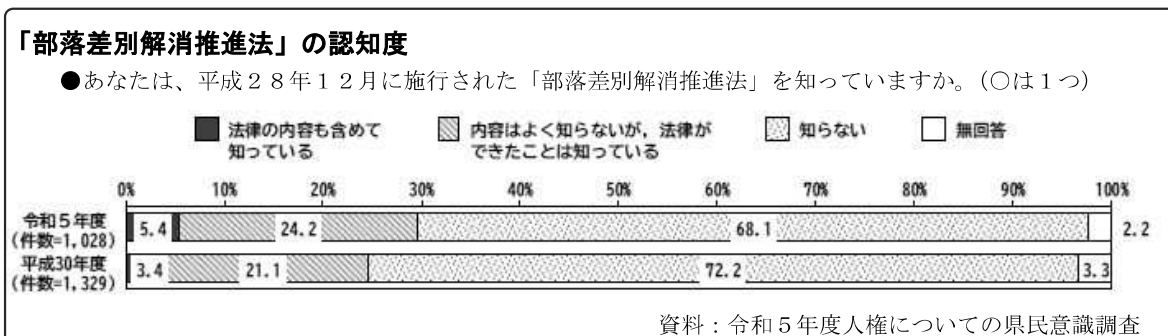
### 【施策の方向性】

#### ① 家庭、学校、地域などを通じた人権教育及び啓発活動の推進

- ・学校教育において人権教育を進めるために、教職員等を対象とした研修会への参加を図ります。
- ・人権尊重の教育に関する研究・指導資料や市民向けの啓発資料を作成して、市民や企業、団体などの学習活動の支援を図ります。

#### ② 関係機関と連携した教育・啓発の推進

- ・国や県、他市町村と連携して人権尊重や同和問題についての情報収集と正しい周知を図ります。
- ・学校、企業、関係団体、地域などが行う啓発活動について、関係機関と連携し、その支援を図ります。



## 6 外国人

### 【現状と課題】

我が国は、平成7年（1995年）に、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃を定めた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」を批准しました。

外国人の増加に伴い、言語、文化、習慣、価値観の違いによる誤解などから、地域の中でトラブルが起き、相互理解が不十分であることから、外国人に対する差別や偏見などの問題が生じており、近年は改善されつつありますが、いまだ不十分な状況です。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチが問題になっており、国においても、平成28年（2016年）6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されるなど、外国人の人権への適切な対応が求められています。

薩摩川内市の外国人登録者数は、668人で総人口の0.73%（令和6年（2024年）4月1日現在）を占めています。国籍や民族、文化などの差異にかかわらず、日本人市民も外国人市民も互いに理解し合い、ともに安心して生活することができる多文化共生社会を築いていくことが課題です。

### 【施策の方向性】

#### ① 外国人の人権の尊重についての理解

- ・外国人の人権尊重について、市民の理解を深めるために、薩摩川内市国際交流協会と連携し、交流会・講座の開催、語学・教育支援などを通して相互理解を深めます。
- ・薩摩川内警察署管内国際交流地域連絡協議会や国際交流ボランティアと連携し、外国人を支援することで、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。

#### ② 日本人及び外国人の共生意識の向上と社会への参加の促進

- ・日本人及び外国人が互いの文化的背景や考え方を理解し、暮らせる地域社会を目指すため日本語学習機会の提供に努めます。
- ・外国人の地域社会への参加を促すための事業を実施し、外国人を応援する市民活動団体を支援します。
- ・関係機関と連携して外国人の就労環境の向上を企業・事業者等に促します。また就労に必要な知識や技術の習得について、情報提供を行います。

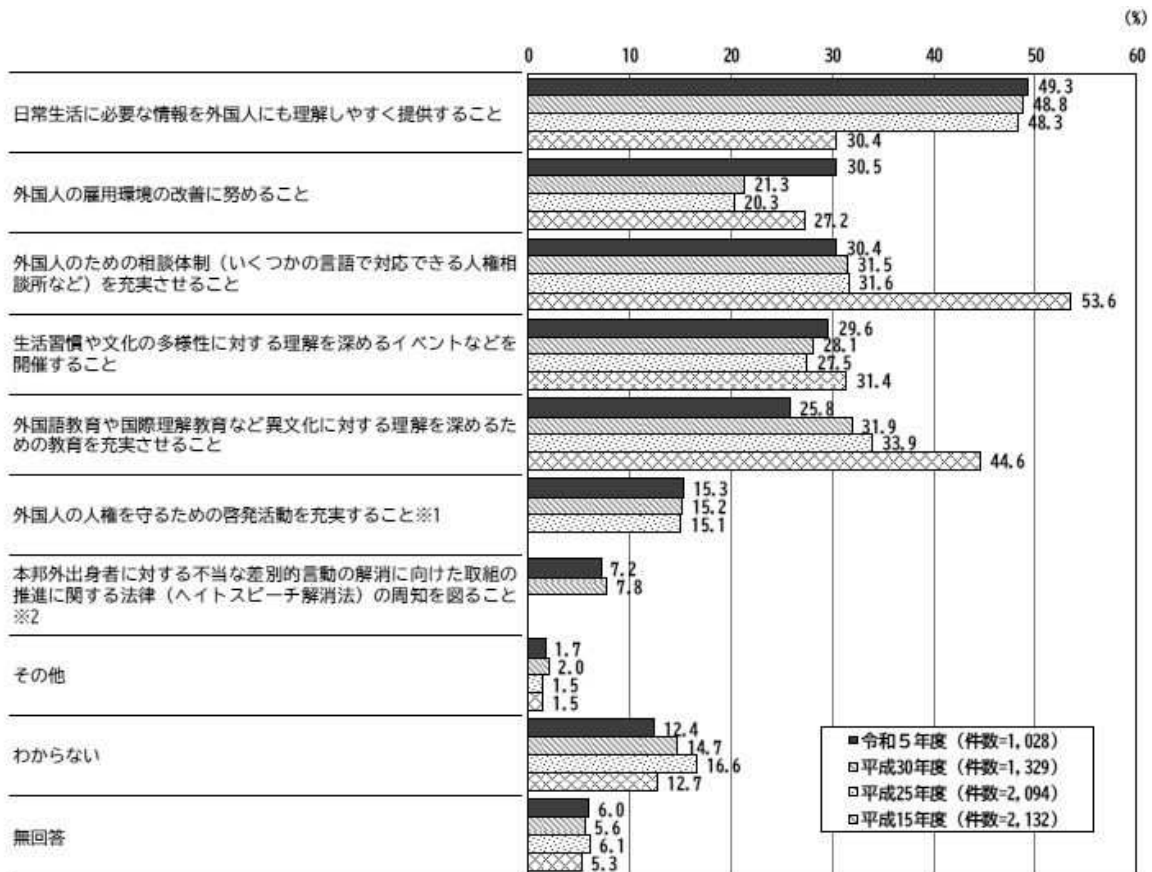
#### ③ 外国人のコミュニケーション能力向上支援と情報提供の充実

- ・外国人が、日本で生活する上で必要な日本語を学習する機会を充実します。また、子どもたちに対して母国語教育や伝統文化を知るための機会の充実を図ります。
- ・外国人の生活がより快適になるように、多言語による情報提供を行います。

- ・外国人の子育てと教育を支援するために、ガイドブックの作成や、外国人児童生徒の進路説明会の開催や外国人の意見を聞く機会づくりに努めます。

### 外国人の人権を守るために必要なこと

●あなたは、日本に居住している外国人の人権を守るために必要なことは、何だと思いますか。(複数回答)



※1 平成25年度から追加した選択肢  
 ※2 平成30年度から追加した選択肢

資料：令和5年度人権についての県民意識調査

## 7 感染症患者等

### 【現状と課題】

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I Vによって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことを特にエイズ（A I D S）と呼んでいます。エイズは、昭和56年（1981年）にアメリカで最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻で、世界保健機構（W H O）は、昭和63年（1988年）に12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズの蔓延防止と患者・感染者に対する差別や偏見の解消を図るため啓発活動を実施しています。

このH I V感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、新しい治療薬の開発等によってエイズの発症及び死亡のリスクを低下させることが可能になってきていることから、正しい知識の普及や理解の促進を図ることが求められています。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、また、発病した場合でも、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。しかし、従来、我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。その後、ハンセン病に対する認識の誤りが明白となり、平成8年（1996年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、強制隔離政策は終結しましたが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このような中、平成13年（2001年）にはハンセン病患者に対する国の損害賠償を認める判決が下され、国による損失補填や名誉回復及び福祉増進等の措置が図られ、令和元年（2019年）「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が改正され、同法前文には家族についても支援の対象とすることが明記され、問題解決に向けた取組が行われているところですが、いまだ、根強い差別や社会的偏見も続いています。

新型コロナウイルス感染症（C O V I D - 1 9）は、令和2年（2020年）に世界的に感染が拡大し、多くの人命が脅かされるだけでなく、感染者やその家族、医療関係者等に対する差別や偏見、いじめ、S N Sによる誹謗中傷が起きました。令和5年（2023年）5月には感染症法上の位置づけが「5類感染症」となり、現在は一定の収まりをみせていますが、感染症拡大時の人権問題は新たな課題にもなりました。

このような状況を踏まえ、感染症に対する正しい知識の普及啓発を図ることが必要です。

### 【施策の方向性】

#### ① 感染症に対する正しい理解の促進

- ・感染症患者に対する偏見や差別の解消、患者などのプライバシー保護、人権に配慮した予防・

まん延防止のために、各種のボランティア・市民活動団体とともにパンフレットや学習講座などによる情報提供を充実します。

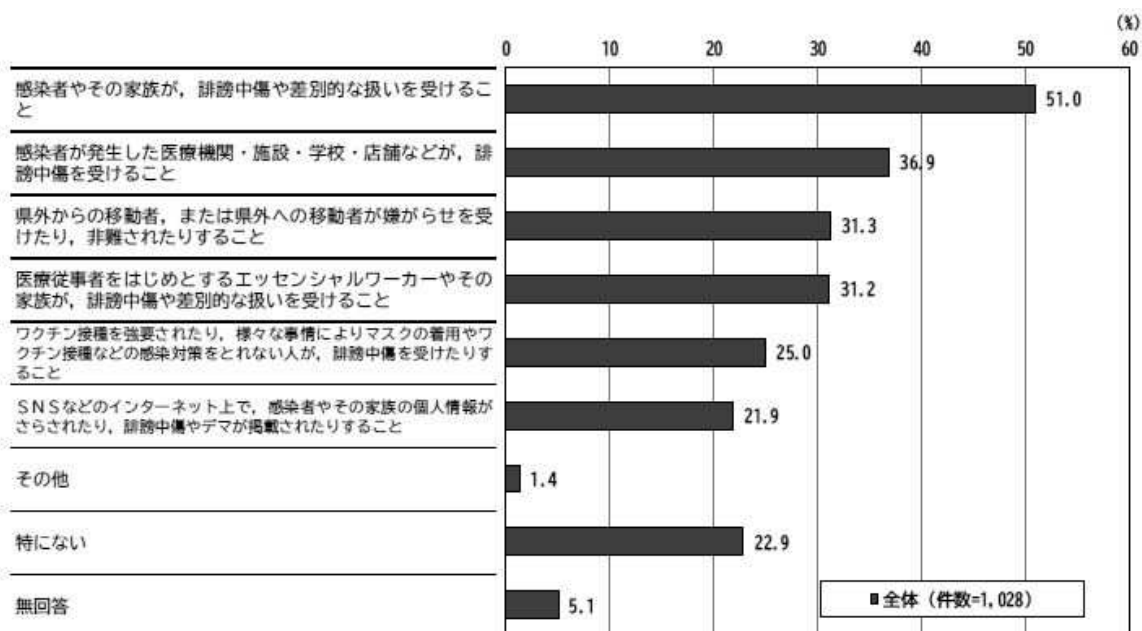
- ・「世界エイズデー」や「ハンセン病を正しく理解する週間」などを中心に、感染症に対する意識を啓発します。

## ② 感染症患者等への支援

- ・感染症患者が、健やかに明るい人生を楽しむことができるように、健康づくりや感染症対策を含めた健康相談を充実します。

### 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題

●新型コロナウイルス感染拡大に伴い、あなたが体験したり、身の回りで見聞きしたりしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。(複数回答)



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

## 8 犯罪被害者等

### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心無い中傷などにより名誉が傷つけられ、私生活の平穏が脅かされるなどの問題が指摘されています。

特に、性暴力の被害においては、身体的影響もさることながら、精神的影響も甚大です。周囲の無理解により二次被害を受けることもあり、被害が潜在化する傾向にあります。

このような状況に対応するため、平成16年（2004年）12月には、犯罪被害者等の施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が制定されました。同法に基づき、平成17年（2005年）12月には、「犯罪被害者等基本計画」が策定され平成20年（2008年）には「犯罪被害者等給付金支給法」が改正されました。

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるように、犯罪被害者等、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であり、国、県、市及びその他の関係機関や団体等がより一層連携を図りながら協力し、更なる取組の強化を図るとともに、犯罪被害者に対する市民の理解の促進と配慮、協力を一層促進していくこととします。

### 【施策の方向性】

#### ① 犯罪被害者等の人権についての教育・啓発の推進

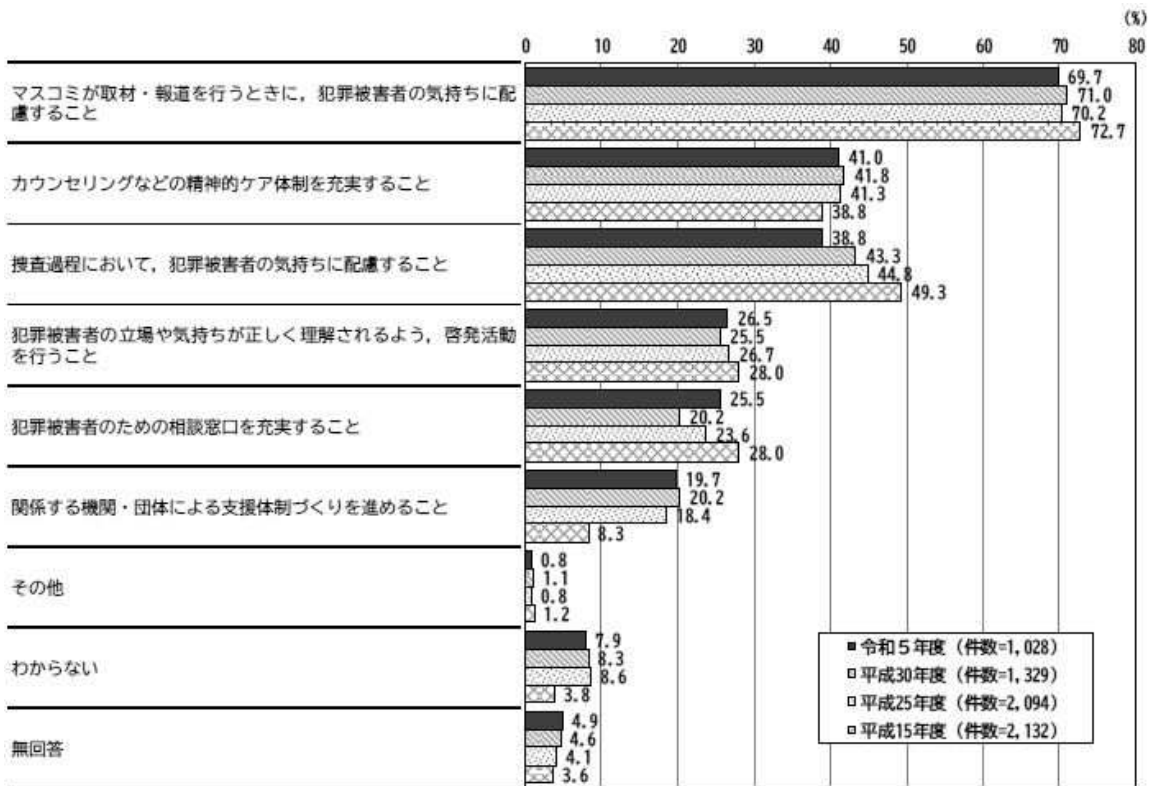
- ・市民一人ひとりが犯罪被害者等の人権を配慮することができる社会の実現を目指して、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発に努めます。

#### ② 相談・支援体制の充実

- ・犯罪被害者やその家族が安心して相談でき、きめ細やかな援助を受けることのできるよう警察や被害者支援団体等と連携し相談支援の充実を図ります。

## 犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要なこと

●あなたは、犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要なことは、何だと思いますか。（複数回答）



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

## 9 北朝鮮当局等による拉致問題等

### 【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。北朝鮮側は、かたくなに否定し続けていましたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認めて謝罪しました。同年10月、5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

政府は、平成22年（2010年）までに17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めています。

平成17年（2005年）には国連総会において北朝鮮の人権状況に関する決議が採択されました。これを踏まえ、平成18年（2006年）6月に、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつこの問題の実態を解明し、拉致の抑止を図ることを目的とする「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、地方公共団体は、国と連携し、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされました。上記法律において、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、拉致問題その他北朝鮮当局による人権問題への関心と認識を深めるために、国及び地方公共団体が同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしています。さらに平成23年（2011年）4月に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部が変更され、各人権問題に対する取組に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

拉致問題等の解決には、市民一人ひとりの声が大きき力となることから、正しい知識の普及を図り、拉致問題等についての関心と認識を深める取組に努めます。

### 【施策の方向性】

#### ① 情報の把握・提供

- ・国及び関係自治体と連携・協力し、拉致問題等に関する情報の把握、提供に努めます。

#### ② 広報・啓発

- ・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、啓発・広報に努めます。

## 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題

●あなたは、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

## 10 性的指向・性自認

### 【現状と課題】

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、性自認とは、自己の性をどのように認識しているかを示す概念です。人の性のあり方は様々で、その多様性は尊重されるべきですが、性的マイノリティであることにより、社会生活を送る上で、大きな苦痛や困難を抱えている状況があります。

平成16年（2004年）に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）」が施行され、一定の条件を満たせば、家庭裁判所で戸籍上の性別を変更することが可能となりました。

また、令和5年（2023年）6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行され、今後もより一層の市民の正しい理解が求められています。

なお、国の「第4次男女共同参画基本計画」には、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々への対応として、人権教育・啓発活動の促進や相談体制の充実等が盛り込まれ、平成28年（2016年）には、男女雇用機会均等法に基づく事業所向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」において、性的指向または性自認に関するセクハラも対象となると明記されました。

本市の「第2次薩摩川内市男女共同参画基本計画」にも、性的指向や性同一性障害など性別に関する偏見や固定観念等により困難な状況に置かれている現状を踏まえ、人権の尊重と多様性を認め合う意識の醸成、固定的役割分担意識の解消による支援を盛り込んでいます。

しかし、社会では、未だ身体の性と性自認は一致するという思い込みや、恋愛・性愛の対象は異性であるという固定観念が根強く、性的マイノリティであることを表明することで差別や偏見を受け、それを恐れて表明することができないことで、深刻な生きづらさを抱えています。

平成27年（2015年）、各都道府県や指定都市の教育委員会などに向けて、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」という通達が出され、児童生徒への配慮や相談体制の充実を求めています。

性的マイノリティ当事者が、生活上の様々な困難や悩みが解消され安心して暮らせるために、差別や偏見をなくす正しい理解を深めることが求められています。

### 【施策の方向性】

#### ① 多様な性を理解する教育や啓発の推進

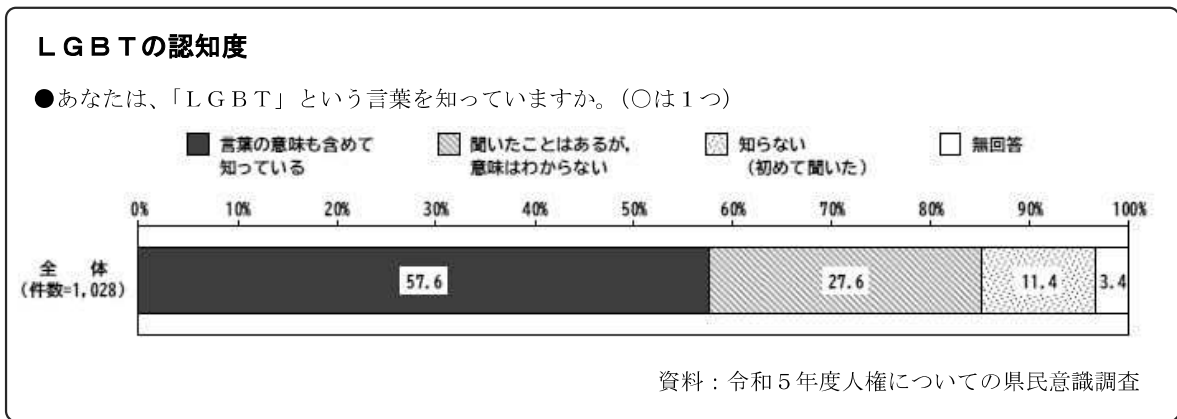
- ・差別意識や偏見の解消に向けて、学校、職場、地域社会などの周囲の人々が、自らも当事者として性に対する多様な在り方を認識し、理解を深めていくための人権教育・啓発の充実に努めます。

#### ② 相談・支援体制の充実

- ・相談窓口の周知や、情報提供等を行うなど相談体制の充実に努めます。
- ・児童生徒が性的指向や性自認にかかわらず安心して学校生活を送るため、児童生徒の心情に十分配慮し、悩みや不安に寄り添う相談とその時々の子どもの状況に応じた支援を行う体制を整備します。

### ③ 制度等の見直し

- ・人権の視点から多様な性のあり方を尊重し、それを踏まえた制度等の見直しの検討を行います。



## LGBTQ

LGBTQとは、性的少数者に含まれる以下のアルファベットの頭文字を取った、性的少数者の総称の一つです。

L＝レズビアン（同性を好きになる女性）

G＝ゲイ（同性を好きになる男性）

B＝バイセクシュアル（異性を好きになることがあれば、同性を好きになることもある人）

T＝トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）

Q＝クエスチョニング／クィア（性的指向や性自認が揺れ動いている、迷っている人）

以前はLGBTという単語がよく使われていましたが、それ以外にも男女どちらにも恋愛感情を抱かない人（アセクシュアル）や自分の性を決められない人（Xジェンダー、クエスチョニング）等さまざまな人がいることから性的指向や性自認が揺れ動いている人を表すQが加わり、LGBTQという単語が最近では使われるようになりました。さらに、そうした定義に定まらない多様な人々を含めて「LGBTQ+（プラス）」という表現が使われることもあります。

性についての課題は、特定の人々への配慮が必要な課題ではなく、すべての人の人権尊重に根ざした課題であるという考えに基づき、この計画では、分野別課題のタイトルを「性的指向・性自認」としています。

## 1.1 インターネットによる人権侵害

### 【現状と課題】

インターネットの利用者は年々増加しています。パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末など通信機器の急速な普及により、いつでもどこでもインターネットに接続することができるため、インターネットが私たちの日常をはじめ、学校・仕事などあらゆる場面で大きな存在となっています。

インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、使い方を間違えたり、悪意を持って使うことで、インターネット上での人権侵害が発生したり、社会的にも大きな影響を及ぼしたりする場合があります。

たとえば、不特定多数の人々に匿名で大量の情報発信ができるというインターネットの特性を悪用して、他人の身元を暴いたり、誹謗中傷する書き込み、プライバシーの侵害、差別を助長するような表現、わいせつ画像や残虐な画像など有害な情報の掲載、個人情報の流出などが挙げられます。

このような被害を防ぐため、平成14年（2002年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、インターネット上などの情報の流通において権利が侵害された被害者は、プロバイダやサーバの管理者等に発信者の情報を開示させる権利が与えられました。

平成21年（2009年）には、事業者へ有害情報閲覧を制限するフィルタリングサービスの提供を義務付ける「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」、平成26年（2014年）にリベンジポルノへの罰則を盛り込んだ「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」が制定されました。

インターネットによる人権侵害を防ぐには、利用者一人ひとりが他人の人権を侵害しないよう個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるとともに、情報の収集、発信における責任を自覚し、情報モラルを身に付けることが求められます。

### 【施策の方向性】

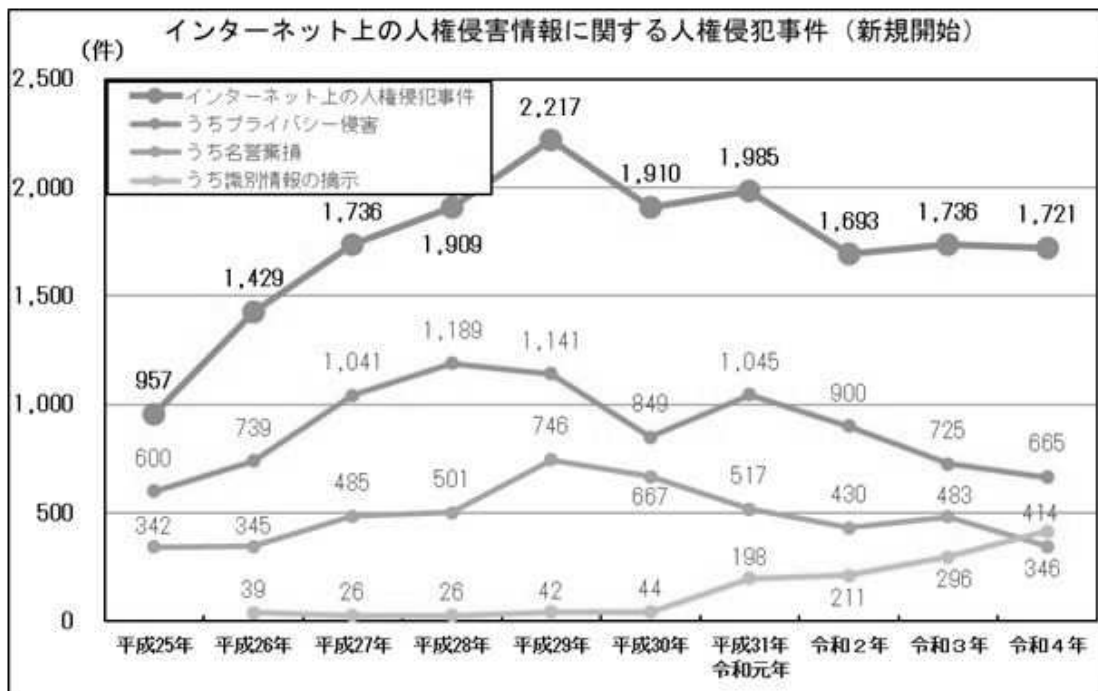
#### ① 人権意識をもったインターネット利用の啓発活動の推進

- ・インターネットを利用する一人ひとりが、個人の名誉やプライバシーなどの人権に関する正しい理解と認識を深め、人権意識をもってインターネットを利用することができるよう、関係機関と連携して啓発活動を積極的に推進します。

#### ② 情報モラルに関する教育の充実

- ・学校等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情

報モラルについて理解できるようにするための教育の充実を図ります。

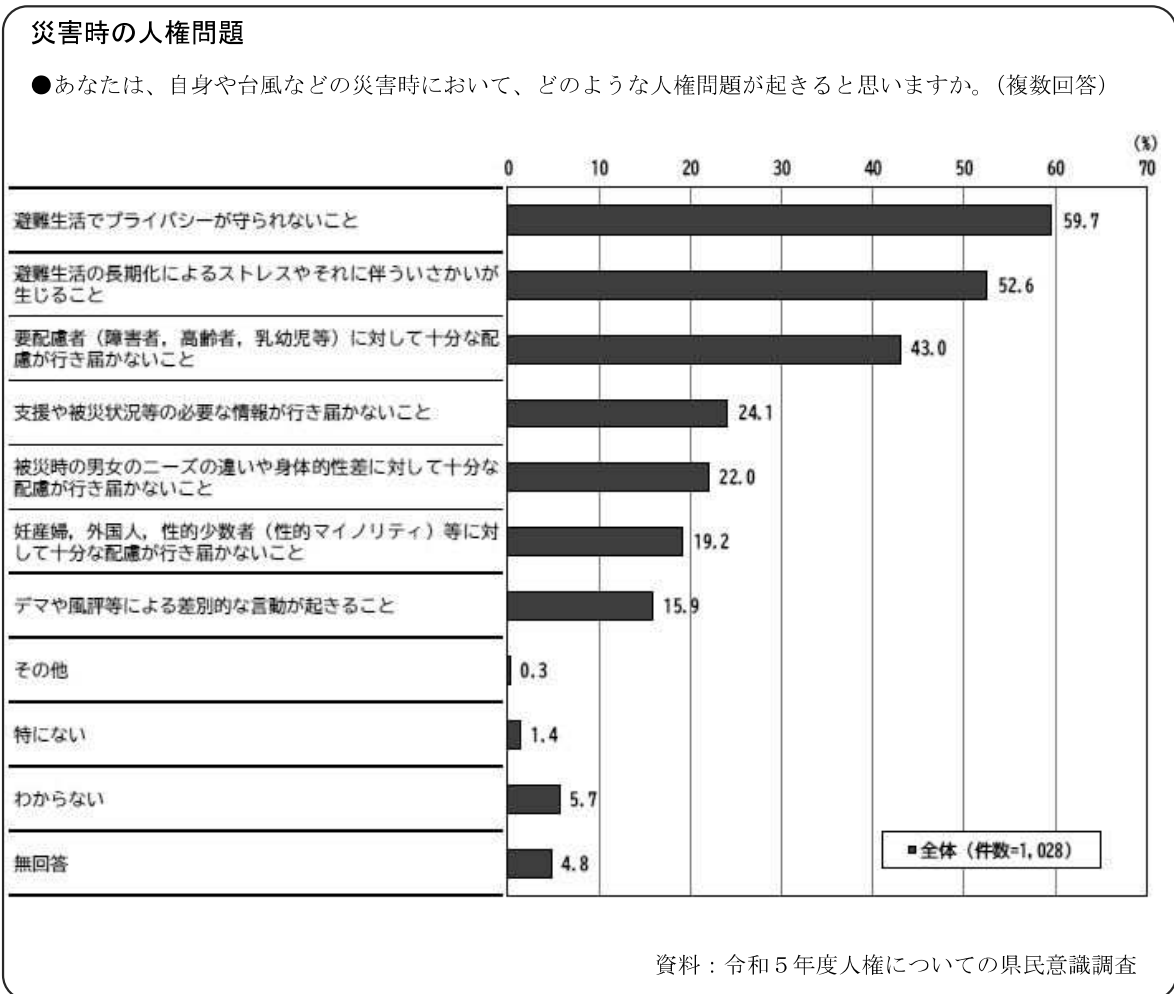


資料：法務省調べ

## 12 その他の人権問題

これまで述べてきた人権問題のほか、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、ホームレス、人身取引、避難所における人権など様々な人権問題があります。

このような人権問題に対しても積極的に人権教育・啓発を推進し、それらに関する知識や理解を深めるとともに、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に努めます。



## 第5章 計画の推進

### 1 基本計画の推進体制

基本計画の推進にあたっては、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「薩摩川内市人権教育・啓発推進会議」を設置し、関係部局と緊密な連絡調整を図るほか、諮問機関として団体の代表者や有識者による「薩摩川内市人権対策事業審議会」を設置し、着実かつ効果的に展開します。

### 2 関係機関との連携の促進

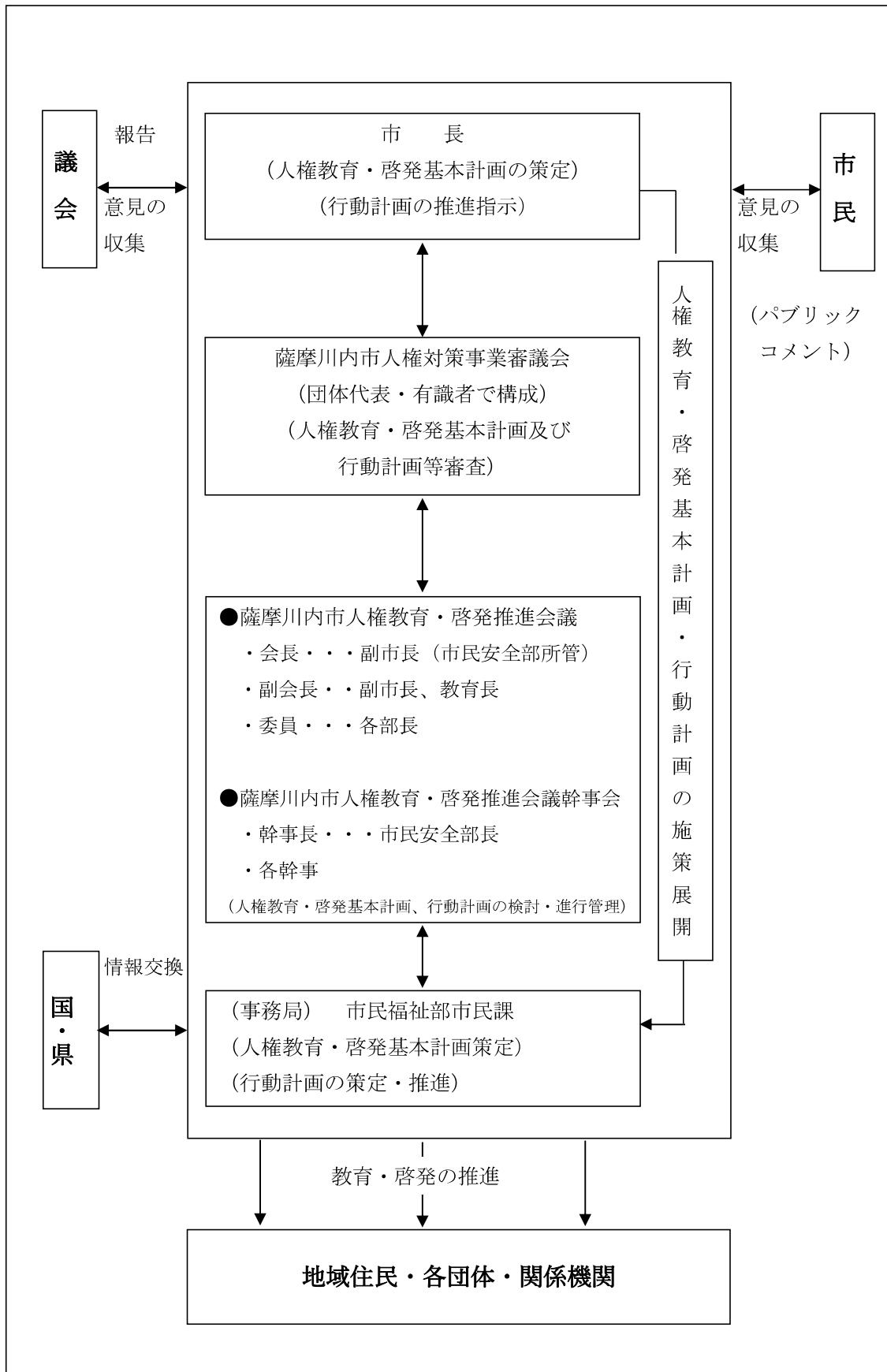
基本計画の推進にあたっては、国、県をはじめ、鹿児島人権啓発活動地域ネットワーク協議会等の関係機関及び人権に関わる民間団体やNPO等、地域社会における各種団体や企業などの連携を促進します。

### 3 基本計画のフォローアップと見直し

基本計画の推進にあたっては、施策の進捗状況について、定期的に点検し、その結果を以後の施策に反映させるなどし、基本計画のフォローアップに努めます。

また、国、県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて基本計画を見直すこととします。

薩摩川内市人権教育・啓発推進体制図



# 資料編

## 用語の解説

### あ行

#### 【インフォームドコンセント】

医療関係者が患者の医療行為について、わかりやすく十分な説明を行い、それに対して患者が内容について十分納得した上で、その医療行為に同意すること。

#### 【NPO】

Non-Profit Organization（非営利組織）の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体のこと。

### か行

#### 【家庭教育学級】

子どもたちの健やかな成長と豊かな人間形成のため、親が相互に学びあう場

#### 【協働】

異なる環境にあるものや、異なる考え方を持ったものが共通の目的に対して活動することで、今までにないものをつくりあげていくこと。また、市民や企業との協働とは、市民、企業及び行政がそれぞれの特性を生かし、共通する目的のため、対等なパートナーであることを認識しながら活動すること。

#### 【心の教室相談員】

児童生徒への悩み相談・話し相手、保護者との相談・地域と学校連携の支援などを行い、子どもの発達上および教育上の課題や問題における心理教育的援助サービスの補助的な役割を担う人のこと。

### さ行

#### 【ジェンダー】

生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある男性像又は女性像のような、社会によって作られた社会的性別のこと。男女ともに、この社会的性別で縛られ、個性と能力が活かせない状況からの解放をジェンダー・フリーといい、世界共通のキーワードとなっている。

#### 【ジェンダーアイデンティティ】

自己の属する性別についての認識や感覚のこと。「性自認」ともいう。

#### 【情報モラル】

インターネットや携帯電話など情報通信の分野において、個人の人権やプライバシー等を保護するための倫理道德。

### 【スクールカウンセラー】

いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中・高の学校に配置された、臨床心理士、精神科医、大学教授などカウンセリングの専門家のこと。

### 【スクールソーシャルワーカー】

問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行い、問題解決を図る手助けを行う人のこと。

### 【性的マイノリティ】

同性が好きな人や自分の性に違和感を覚える人など、何らかの意味で性のあり方が多数派と異なる人のこと。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。

### 【成年後見制度】

判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

### 【セクシュアル・ハラスメント】

性的な言動により相手方を不快にさせたり、相手方の生活環境を害することや、性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。

## た行

### 【ドメスティック・バイオレンス〔DV〕】

配偶者や恋人など親密な関係にある（又はあった）者からの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力など多岐にわたる。

## は行

### 【バリアフリー】

英語の「バリア（障壁）」と「フリー（自由な・～からのがれる）」を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすること。

### 【パワー・ハラスメント】

職務上の権限や地位等を背景に、業務や指導などの適正なレベルを超えて、他の職員の人格や尊厳を傷つけるような言動のことをいいます。

### 【プロバイダ】

正式には「インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）」を略したもので、回線をインターネットに接続する役割を担っている事業者のこと。

### 【フィルタリングサービス】

主に未成年を違法・有害情報との接触から守り、安心、安全にインターネットを利用する手助けをするサービスのこと。

#### **ま行**

##### **【マタニティ・ハラスメント】**

妊娠・出産・育児に関して、女性労働者が職場で不当な取扱いや嫌がらせを受けること

#### **や行**

##### **【ヤングケアラー】**

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

#### **ら行**

##### **【リテラシー】**

読み書きの能力。ここでの意味は、与えられた材料から必要な情報を引き出し、活用する能力。応用力。

##### **【リベンジポルノ】**

元配偶者や元交際相手などの性的画像や動画を、復讐や嫌がらせ目的で相手 の同意なしに公表する行為。

# 世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月10日

第3回国連総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべて人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展に欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階において

は、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第二十七条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する

#### 第二十九条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 日本国憲法（抄）

昭和 21 年（1946 年）11 月 3 日公布 昭和 22 年（1947 年）5 月 3 日施行

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。